

様式第二十三（立入りの身分証明書）（第三十四条関係）（平22経産国交環省令1・平28経産国交環省令2・令元経産国交環省令1・一部改正）

（表）

		第 号	
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項の規定による 身分証明書			
写真	官職（職名）及び氏名	年 月 日生	
		年 月 日発行	
主務大臣（地方支分部局長・都道府県知事） 印			

(裏)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律抜すい

第30条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第18条第1項又は第28条第2項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第30条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。